

# 令和3年度に係る監事監査報告

令和4年6月

独立行政法人水資源機構 監事

# 目 次

I	監査の方法及びその内容	1
1	監査計画	1
(1)	監査方針	1
(2)	実施方法等	2
2	業務監査	2
(1)	定期監査	2
(2)	テーマ監査	3
(3)	臨時監査	3
(4)	理事長との意見交換及び理事との面談	3
3	会計監査	3
II	監査の結果	4
1	業務監査	4
(1)	監査重点項目	4
1)	中期計画の取組状況	4
2)	内部統制の取組状況	5
3)	法令関係諸手続きの適正化の状況	8
4)	入札契約の適正化の取組状況	8
5)	保有資産の見直し・資産の管理状況	9
6)	技術力の維持・向上の取組状況	10
7)	地域への貢献の取組状況	10
8)	積立金の活用状況	11
9)	既監査での是正・改善事項等のフォローアップ	11
(2)	テーマ監査	11
(3)	その他の重要な監査事項	11
1)	給与水準の状況	11
2)	事業報告書	12
(4)	事務処理に係る検討等が必要と認められる事項	12
1)	入札契約手続の適正な実施	12
2)	設計・積算・監督の適正な実施	12
3)	事務手続の適正な実施	12
(5)	推奨事項	13
2	会計監査	13
III	業務、事業報告書、財務諸表等についての意見	14
IV	独立行政法人改革等に関する基本的な方針等	
	過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見	15
別紙	監査実施事務所	16

# 監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の令和 3 事業年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

監事は、独立行政法人水資源機構監事監査要綱に基づき、監査計画において監査重点項目を設定したうえで、理事長をはじめとする役員、監査室及び経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社及びその他の事務所において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務、財務諸表等及び事業報告書の監査を実施した。

### 1 監査計画

「令和 3 年度監事監査計画」の概要は次のとおりである。

#### (1) 監査方針

水資源機構は、第 4 期中期計画において、経営理念の達成に向け、水資源開発施設等の管理業務・建設業務を実施し、「安全で良質な水の安定的な供給」と「洪水

被害の防止・軽減」に努めることとしている。その際、大規模災害や危機的な渇水時等においても、ハード・ソフト施策の連携等により、水供給の全体システムの機能を確保することとしている。また、内部統制の充実・強化、技術力の維持・向上、機構の技術力を生かした支援等を図ることとしている。

これらを踏まえ、令和3年度の監事監査は機構の事務・事業が第4期中期計画に基づき適正に執行されているかを監査するとともに、次に掲げる監査重点項目に沿って、中期計画に掲げる目標の達成状況、業務運営の効率化及び内部統制システムの運用状況等について監査を実施し、必要な提言等を行うこととする。

#### 〔監査重点項目〕

- ①中期計画の取組状況
- ②内部統制の取組状況
- ③法令関係諸手続きの適正化の状況
- ④入札契約の適正化の取組状況
- ⑤保有資産の見直し・資産の管理状況
- ⑥技術力の維持・向上
- ⑦地域への貢献
- ⑧積立金の活用状況
- ⑨既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

## (2) 実施方法等

定期監査のほか、監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施する。

定期監査は、監査対象事務所において資料の提出及び説明を求めて実施し、一部の事務所についてはテーマを絞って実施する。

また、臨時監査は、必要に応じて対象事務所及び監査日程を定めて実施する。

本社監査にあわせて、本部長(理事)、部室長等との面談を実施する。

監査の結果について、概ね四半期毎に理事長へ説明し、意見交換を行う。

会計監査については、会計監査人と積極的な情報交換を行うとともに、適宜、会計監査人に説明及び報告を求めながら行う。

## 2 業務監査

### (1) 定期監査

定期監査に係る監査対象事務所として、本社及び26事務所を選定し、監査を実施した。(別紙参照、一部事務所では新型コロナの状況を踏まえWebにより実施)

監査の実施に当たっては、その業務を効率的に遂行するため、監査室の職員に加えて、用地事務に精通した職員3名を監査補助者として指名した。

また、中期計画及び年度計画に記載された機構のミッションの実施状況及び潜在

的なリスクの把握に資するため、本社部室長との面談を実施した。

## (2) テーマ監査

定期監査対象事務所のうち3箇所において、別紙備考欄に示すとおり、内部統制や施設の操作等、事務所の状況を踏まえた「テーマ監査」を実施した。

## (3) 臨時監査

令和3年度の臨時監査は、実施しなかった。

## (4) 理事長との意見交換及び理事との面談

### ①理事長との意見交換

監事監査において把握された事項等について、四半期ごとに正副理事長と意見交換を行った。（実施日：令和3年7月12日、10月19日、令和4年1月17日、3月14日）

### ②理事との面談

新型コロナウイルス感染症対策としての班編成勤務の実施や10月の理事交代（5名中4名）等を考慮し、従来、11月の本社監査に合わせて実施していた理事との面談を、令和4年2月14日及び3月7日に実施した。

## 3 会計監査

会計監査人の監査計画や監査上の重点項目等について意見交換を行ったうえで、会計監査の実施状況及び会計監査人の職務遂行状況等について説明及び報告を求めるなど、下表の通り緊密な連携を図りながら監査を実施した。

通則法第39条第1項に規定する財務諸表等及び事業報告書については、財務部から必要な説明を受けるとともに、会計監査人から会計監査報告を受けるなど一連の財務報告プロセスについて確認を行った。

内 容	実 施 日
監査計画打合せ	令和3年11月1日
監査中間打合せ(3年度監事監査の概要)	令和4年2月21日
期中監査結果報告(会計監査人による往査結果)	令和4年4月11日
決算監査打合せ(監査結果概要報告)	令和4年6月7日
決算監査結果報告	令和4年6月22日

## II 監査の結果

### 1 業務監査

#### (1) 監査重点項目

##### 1) 中期計画の取組状況

###### ①中期計画の進捗管理

中期計画及び年度計画の進捗状況については、年2回役員会に報告されていることを確認した。

また、監査実施事務所において中期計画の進捗状況を監査し、計画に沿って取組が実施されていることを確認した。

###### ②洪水への対応

令和3年度においては、特定施設全24ダム中12ダムで延べ35回の的確な洪水調節が実施された。

特に、令和3年8月の前線による大雨では、阿木川ダムにおいて、最大流入量が約701 m<sup>3</sup>/s（管理開始後2番目に多い）を記録したが、必要な態勢の確保、関係機関との連絡調整、流出予測システムの活用により、防災操作が確実に実施されていた。その結果、約800万m<sup>3</sup>を貯留するとともに、ダムへの最大流入時に下流へ流す水量を約83%カットすることで、阿木川ダム下流水位を氾濫危険水位以下に低減させることができたものと推定された。

###### ③渇水への対応

令和3年度の渇水対策では、7水系のうち2水系（淀川、吉野川）で取水制限等が行われた。各水系の取水制限等に合わせて、関西・吉野川支社淀川本部、吉野川本部に渇水対策本部及び各事務所に渇水対策支部が設置され、適時適切な水源情報の発信、関係機関への周知、節水の啓発等が行われていた。

また、降雨状況に合わせたダムからの補給量の調整や関係利水者との緊密な連携によるきめ細かい配水操作を行うなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めていた。

###### ④災害等支援活動

令和3年8月豪雨において浸水被害が発生した福岡県大川市及び柳川市に対して排水ポンプ車を派遣し、排水支援を実施していた。

また、緊急災害支援本部において、支援要員の手配や支援先に対するポンプの設置及び運転指導等の技術的指導を行うなど、支援機能を発揮していた。

###### ⑤計画的で的確な施設整備

ダム等事業の思川開発、川上ダム建設、早明浦ダム再生、藤原・奈良俣再編ダム再生事業等、及び用水路等事業の利根導水路大規模地震対策、豊川用水二期、愛知用水三好支線水路緊急対策、福岡導水施設地震対策、成田用水施設改築、香川用水施設緊急改築事業等について、事業の進捗が図られていることを確認した。

また、水資源機構かんがい排水事業の事業実施要件を満たさない支線水路等においては、老朽化対策や防災機能の強化が課題となっていたが、農林水産省に対する積極的な提案・調整を行った結果、新たな事業制度が拡充されることとなり、この制度拡充を踏まえて事業計画の策定に向けた手続が進められていた。

## ⑥ ICTの活用

全国の支社局及び総合管理所における管内会議・打合せ、並びに本社で開催する研修のリアルタイム配信等において、WEB会議システムが積極的に活用されており、業務の迅速化・効率化を図るとともに、職員の移動時間・旅費の節減を図っていた。

WEB会議システムは、防災業務時の情報伝達ツールとしても活用され、令和3年8月豪雨に伴う出水対応では、各支社局と本社との情報伝達、現場での対応状況の報告、本社防災本部からの指示・連絡などの場面で情報共有の迅速化・業務の効率化を図っていた。

また、豊川用水二期大野導水併設水路工事では、既往地質資料及びトンネル掘進データ等を一元管理しながら、当該データをAIにより分析、トンネルの肌落ちが発生しやすい特徴を抽出し、この抽出した特徴を組み込んだ「肌落ち予測システム」を構築し、安全性及び施工性の向上が図られていた。

## ⑦ 異常洪水に備えた対応の強化

千葉用水総合管理所房総導水路の東金ダムにおいて、令和3年4月に治水協定が締結され、5月には事前放流の実施要領が策定された。これにより、一級、二級水系で機構が管理する全てのダムにおいて治水協定が締結されるとともに事前放流実施の態勢が整えられていた。

令和3年度は、利水ダムを含む10ダムにおいて、延べ14回の事前放流が実施された。

牧尾ダムでは、令和3年8月豪雨の際、ダムへの流入量予測において設計洪水位を超えるおそれがあったため、関係利水者等の了解を得て事前放流を実施し、予備放流水位の最低限度よりも更に貯水位を低下させる操作が行われた。これにより約1,600万 $\text{m}^3$ の洪水調節容量が確保され、常時満水位の超過を回避していた。

## 2) 内部統制の取組状況

### ① 「内部統制の基本方針」の浸透・定着

内部統制の基本方針について、機構内LANの掲示板への掲載、各種会議、内部統制・コンプライアンスに係る内部研修、コンプライアンスアンケート等の機会を通じて、浸透・定着に努めていた。

### ② 役員と事務所との意見交換

全支社局における理事長と支社局長及び事務所長との意見交換、7事務所にお

ける役員と事務所職員との意見交換が実施され、機構の経営理念、経営方針等について直接説明が行われるとともに、役員と職員とのコミュニケーションが図られていた。また、意見交換の内容について役員間で情報共有されていた。

### ③理事長と監事との連携

理事長、副理事長との意見交換の機会を通じて、監事監査で把握した各事業所の課題等について情報共有及び意見交換を行った。

### ④リスク管理の取組状況

#### a) リスク管理委員会等の開催

リスク管理のモニタリング等を行うリスク管理委員会が2回開催されていた。

#### b) リスク管理手法の全社的な推進

機構の全事務所においてPDCAサイクルを活用したリスク管理手法が定着しつつあり、今年度は管理手法を形骸化させないためのルールの見直しや管理票・リスクマップ更新作業の省力化等に取り組んでいた。

また、管理票やマップの作業に偏重せず、リスク管理全体をバランス良く実施できるよう、「リスク管理行動計画」が令和3年3月に策定され、これに基づく予防保全活動の実践やリスク管理ツールの充実を図るなど、予防保全型のリスク管理に取り組んでいた。

#### c) 新型コロナウイルス感染症対策

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を26回開催し、感染の状況や政府の動向を情報共有するとともに、班態勢勤務や感染防止対策等を審議・決定し対策が図られていた。また、災害支援において新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要があったことから、災害支援時における感染症防止対策を「災害支援マニュアル」に追加し、より実践的な内容への見直しが行われていた。

#### d) 危機管理能力の向上

梅雨や台風等の降雨による出水に備え、機構が管理する全ダムの管理所と河川管理者である国等とが連携した洪水対応演習が実施されていた。

また、災害発生直後に迅速な初動対応を図ることを目的として、防災週間に合わせた全社的な地震防災訓練や、各事務所で独自のテーマを設定した危機管理訓練が実施され、職員の危機管理能力の向上が図られていた。

#### e) 布目ダム施設浸水事案を踏まえた対応

令和3年2月15日に布目ダムで発生した利水バルブ室の浸水によって被害を受けた設備について、利水放流設備の復旧を令和3年6月の洪水期前までに完了させるとともに、令和4年度上半期までに水力発電設備を復旧させるべく、機器の分解点検や部品交換等が進められていた。

この浸水事案を踏まえ、施設の損傷につながる浸水リスクを重要リスクに

位置付けるとともに、こうした潜在的リスクを業務マニュアルや特記仕様書等へ明記する取組が進められていた。また、リスクや実施状況など業務に関する情報が職員間で共有されるよう工夫が図られていた。

## **⑤アセットマネジメントシステム**

業務水準の更なる向上を目指し、平成 28 年度に ISO 55001 の認証を取得して取り組んできたアセットマネジメントシステムについて、AMS 内部監査や役員によるマネジメントレビュー等のチェックが行われ、10 月には認証機関の定期サーベイランス審査を受審し、認証継続の承認を受けていた。

## **⑥コンプライアンスの取組状況**

### **a) 講習会・研修の実施**

コンプライアンス推進月間には、本社・支社局及び全事務所で談合防止、道路交通法等、法令遵守等に係る講習会・説明会が開催され、一部は、職員が業務の都合に応じて柔軟に参加できるよう、ビデオ研修で実施された。

また、顧問弁護士の講話「独法におけるコンプライアンス」による法令遵守研修が全職員を対象に実施された。講話はWEB会議システムで全事務所へ配信されたほか、録画データを共有することで、参加についての時間的制約を減らし、全職員が受講出来るよう工夫されていた。

### **b) アンケートの実施**

コンプライアンスに対する意識や理解度を組織的に把握するため、コンプライアンス推進月間（11 月）にコンプライアンスアンケートが実施された。

法令遵守研修等について全職員が受講出来る機会を確保することで、倫理規程等に関する認知度は、令和 2 年度に引き続き高い水準が維持されていた。

### **c) 倫理委員会**

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、2 回開催されていた。  
(令和 3 年 6 月 10 日、令和 3 年 11 月 4 日)

### **d) 情報の発信**

機構内 LAN の掲示板に、倫理委員会資料、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた資料、他機関の有用な取組や不適切案件に関する資料等の掲示が行われていた。

### **e) 平成 23 年度臨時監査のフォローアップ（水利使用）**

水利使用規則の内容と一部異なる取水等が行われていた三重用水のかんがい用水については、河川管理者、利水者及び関係機関と協議調整が進められていた（令和 3 年 5 月 28 日付けで河川管理者の同意を取得）。

### **f) 談合防止対策の取組**

新任管理職研修等の内部研修で談合防止に係る講義が 6 回実施されていた。また、談合防止対策の徹底を図るため、全事務所を対象とした全国経理事務担当者会議等の場を活用して入札契約情報の厳格な管理や談合防止対策の

説明会が4回実施されていた。

#### **⑦情報セキュリティ対策**

令和3年6月～7月にかけて、事務従事者（機構の職場で業務に従事する全ての役職員、事務補助員等）に対するセキュリティポリシー説明会を実施、情報セキュリティに対する意識向上を図っていた。

また、情報セキュリティ強化の取組として、情報セキュリティ機器の運用管理、事務従事者への訓練、教育及び自己点検、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）との情報共有等が実施されていた。

情報セキュリティ監査については、機構の監査計画書に基づく情報セキュリティ監査が、本社、支社局及び各事務所に対して行われていた。また、情報セキュリティ外部監査として、NISCによるマネジメント監査を受検し、抽出された課題に対する対応方針の策定等、改善に向けた取組が進められていた。

#### **⑧情報の共有**

本社や各事務所からの情報については、支社局長等会議、支社局の管内所長会議、各事務所の管理職会議等が定期的に行われ、全社的に共有されていた。

また、各種会議においてWEB会議システムを活用し、業務の迅速化・効率化を図っていた。

#### **⑨業務改善**

業務改善等を通じた効率化により事業費の削減が行われるとともに、業務改善総合データベース「業務改善ナビ」の活用により、汎用性の高い改善事例の横展開が図られていた。また、一般事務業務におけるWEB会議システムや電子決裁システム等の活用、管理業務における水路等施設管理支援システムや機械設備保全システムの活用等、ICT技術の積極的な活用により業務の効率化等が進められていた。

通常業務の中で職員が取り組んでいる創意工夫や改善事例について、12月に開催された「業務推進発表会」で共有されていた。

### **3) 法令関係諸手続きの適正化の状況**

工事等における法令関係諸手続きの適正化を図るための全社的な取組として、発注から完了までに必要となる諸手続き、留意事項、進捗状況等を各段階で確認するための「チェックリスト」が作成され、「見える化」による情報共有が図られていた。また、法令違反の具体的な事例を用いた研修会等が開催され、法令遵守に対する職員一人一人の意識付けの取組が行われていた。

### **4) 入札契約の適正化の取組状況**

#### **①一般競争入札の状況**

一般競争入札を基本とした発注が推進されていた。令和3年度の一般競争入

札による発注件数は、発注全体件数の70.8%（令和2年度は71.3%）であった。

## ②一者応札の状況

「一者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長やメールマガジンの配信による「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件の緩和」、「準備期間の確保のための早期発注」等の取組が行われていた。令和3年度の一般競争入札における一者応札件数の割合は、47.2%（令和2年度は40.9%）であった。

また、一者応札改善の取組として、若手技術者の活用・育成のための入札制度や週休2日制工事の試行に加え、他機関における工事成績・表彰実績等の評価や、技術者不足を改善するための建設キャリアアップシステムモデル工事についても試行されていた。

## ③随意契約の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づき策定した「令和3年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」により厳格な運用が図られるとともに、所管部室による審査、契約監視委員会（年2回）による審議が行われていた。

## ④入札・契約手続状況の確認

監査を実施した事務所のうち20事務所において、入札・契約手続の状況について確認を行った。

## ⑤ダンピング受注排除への取組

「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」による入札契約手続きが令和3年度から試行され、低入札を削減し、工事における適切な施工体制等を確保する取組が進められていた。

## 5) 保有資産の見直し・資産の管理状況

### ①資産管理等整理推進委員会の開催

令和3年7月1日に開催された委員会では、令和2年度の処分手続きに関する報告及び令和3年度の処分計画について審議が行われていた。

### ②保有資産の必要性等の見直し

新たな検証対象となる保有資産の有無を含め、資産保有の必要性や不要と認められる財産の処分方針等について引き続き検討を進めていた。

### ③宿舍・寮の維持管理

関係各部室により宿舍検討PTが設置され、管理所が設置する職員宿舍について、実態調査結果を踏まえた長期的な取組計画を策定するとともに、各管理所とも協働して、限られた予算の有効活用について検討が進められていた。また、持続的な宿舍運営を実現するための宿舍規程の改定が行われていた。

#### ④会計検査院からの改善処置要求（平成24年10月26日付け）への対応

##### a)水資源開発施設等の必要性の不断の見直し

資産の保有の必要性や不要と認められる保有資産の処分方針等について引き続き検討が行われていた。愛知用水では、2件の用地売却に向けた公募手続きが進められており（1件は売買契約まで完了、残る1件は引き続き処分に向けた公募を継続中）、適切な資産管理が実施されていた。

##### b)兼用道路に係る管理費用の応分の負担

兼用道路に係る管理費用の応分の負担を求めるため、地方公共団体との協議が行われていた。

#### ⑤施設財産の保全・管理

##### a)地上権の更新

令和3年5月に、地上権更新の計画的な進捗管理等について定めた「事業用地の管理に係る重点的な取組に関する実施計画と年度計画」が策定され、この計画に基づき、北総東部用水、愛知用水及び豊川用水では、実態調査の実施及び地上権再設定計画の策定に向けた取組が進められていた。

##### b)施設の巡視等

施設の巡視、点検等を定期的実施することにより、施設の保全管理が行われていた。

#### 6) 技術力の維持・向上の取組状況

管理・建設技術の高度化、耐震性の向上、施設の長寿命化、水質改善を課題テーマとする「水資源機構技術4ヶ年計画」（平成30年度から4ヶ年）について、総合技術センターを主体に本社関係部署と協働して6つの重点プロジェクトに取り組んでいた。

ダム等施設における管理技術の高度化として、アンサンブル長期降雨予測を取り入れた15日前からの流出予測について、令和3年6月から全管理ダムを対象に運用が開始された。また、8月に洪水調節を行ったダムを対象に精度検証等が行われ、更なる精度向上に向けた取組が進められていた。

現場と事務所間での管理情報等の一元化・共有化を図ることを目的とした水路等施設管理支援システムについて、全水路等施設において運用が進められるとともに、システムの操作性や運用等に関する課題を抽出し、更なる改良・機能の拡充につなげる取組が実施されていた。

#### 7) 地域への貢献の取組状況

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を図りながら、上下流交流の実施や地域イベントへの協力、施設見学会等の実施など、様々な交流活動を通じて信頼関係の構築や情報共有に努めていた。

また、関係機関等と連携して水系全体の水質改善に向けた様々な施策について検討を行う場に参画し、水質調査結果の共有や流入水質の改善に向けた取組など、連携強化を図っていた。

## 8) 積立金の活用状況

本社監査及び各事務所の実地監査において、管理経費等負担軽減積立金が①気候変動や異常気象等による治水・利水への影響への対応、②大規模災害発生への対応、③水資源開発施設の老朽化への対応、④治水・利水に関する技術力の維持・向上に活用されていることを確認した。

## 9) 既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

前回監査時に注意事項等があった10事務所について、改善策の実施状況を監査した。その結果、施工体制台帳の書類不備など各事務所とも改善措置が行われていることを確認した。

## (2) テーマ監査

### ①内部統制

琵琶湖開発総合管理所では、琵琶湖開発施設の管理業務を行うため、事務所は琵琶湖開発総合管理所、湖南支所、湖北支所及び湖西支所の4カ所となっている。

このため、全事務所の管理職を集めた会議を定期的で開催し、伝達事項の周知、各管理所で抱える課題を情報共有する取組を行っていた。

### ②堰操作

長良川河口堰管理所では、管理規程に従って操作を実施しているが、管理開始から25年を経過した管理実績を踏まえ、防災態勢発令基準をこれまでの気象庁から発表される注意報・警報に代え、実際の河川流量に基づく発令基準に変更し、業務の効率化が図られていた。

### ③ダム操作

草木ダム管理所では、上流域に足尾銅山の影響による荒廃した山地が広がっていること、流域面積が比較的広いことから、出水の立ち上がりが早く、短時間で防災態勢を整える必要がある。このため、防災操作支援システム等を活用し早期の態勢構築に努めるとともに、全職員を対象に当番制を組むなど、初動態勢の確保に取り組んでいた。

## (3) その他の重要な監査事項

### 1) 給与水準の状況

#### ①給与水準の状況

本給の5%カットや地域手当の異動保障の凍結等、給与抑制措置が継続して

行われていた。

## ②法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に掲げられている職務の特性や参考となる他法人の事例等として、国の事務次官の年間報酬額、同規模の独立行政法人及び民間企業の役員報酬額を参考として設定されていた。

なお、役員については、本給の5%カット及び地域手当に係る異動保障の凍結が継続して実施されていた。

## 2) 事業報告書

平成30年9月制定の事業報告に関するガイドラインに従って作成されていた。

令和3年度は、他法人の事例を参考とするなど大幅な改良を行った令和2年度版と同様、充実した内容となるように取り組んでいた。

なお、令和2年度に作成した水機構の事業報告書の一部が、総務省のHPにおいて「国民等により有用となる情報を提供する観点から参考になる例」として取り上げられた。

## (4) 事務処理に係る検討等が必要と認められる事項

事務処理に係る検討や改善・留意が必要と認められた事項は以下のとおりである。

### 1) 入札契約手続の適正な実施

- ①低入札価格調査において下請予定業者の見積書が確認できなかったもの
  - ②緊急を要する契約手続きについて、緊急性の線引きが不明確であったもの
  - ③指名競争入札において、業者選定理由書が書面で確認できなかったもの
- [措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

### 2) 設計・積算・監督の適正な実施

- ①有効期限切れの歩掛参考見積を使用し積算が行われていたもの
  - ②建設リサイクル対象工事において計画書の確認が行われていなかったもの
  - ③仮設工の積算根拠となる施工計画が適切に作成されていなかったもの
- [措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

### 3) 事務手続の適正な実施

- ①公表の必要がある入札結果情報が閲覧場所等において確認できなかったもの
- ②物品伝票の一部に記載漏れがあったもの
- ③使用承認後の機構用地について、原形復旧状況の確認ができなかったもの

[措置状況]

不備のあった事務所においては、所内への周知が行われ、再発防止に取り組んでいる。

#### **(5) 推奨事項**

- ①設備の点検及び操作において「考えられるリスク」及び「リスク発生防止策」を対象設備付近に掲示することで、重要リスクの確実な周知を図っていた。
- ②地上権再設定契約に際し、従前の契約期間が長期であり、世代交代等により地権者側の地上権設定に係る情報が不足していることから、事前に事業の必要性や地権者の土地情報を伝えることで再設定契約が円滑に進められ、当初計画以上の進捗が図られていた。

## **2 会計監査**

令和4年6月22日に会計監査人有限責任あずさ監査法人から当期の監査結果及び監査結果に対する意見等について説明を受けた。

### Ⅲ 業務、事業報告書、財務諸表等についての意見

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

- 2 内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。

内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。また、意思決定の内容が法令などに違反する事実や不合理な事実は認められない。

- 3 役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の仕事の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

令和3事業年度の財務諸表等は、適正であると認める。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

今後も、国民その他の利害関係者に有用な情報を提供する観点から、継続的な見直しを行っていくことが重要である。

#### IV 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

##### 1 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の取組は、着実に実施されている。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

##### 2 保有資産の見直し

土地・建物等の保有資産に関して、必要性の見直しや不要と認められる財産の処分方針等について検討が進められていた。また、職員宿舎及び寮について、将来的な維持管理の取組が検討されていた。

なお、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、進捗もある一方で、地方公共団体に費用負担を求めるものがあることから、協議が長期化するものも生じている。

引き続き、関係部署においてフォローアップを行っていくことが重要である。

##### 3 報酬水準及び給与水準の妥当性

理事長の報酬水準並びに役員の報酬水準及び職員の給与水準の設定についての考え方は妥当であると認められる。

令和4年6月27日

独立行政法人水資源機構

監 事                    山梨 恵子

監 事                    山田 廣

## 別紙

	監査対象事務所	監査日程	備考
1	沼田総合管理所	令和3年4月22日(木)	
2	群馬用水管理所	令和3年4月23日(金)	
3	香川用水管理所	令和3年5月19日(水)～20日(木)	
—	本社	令和3年6月1日(火)～6月4日(金)	
4	琵琶湖開発総合管理所	令和3年7月8日(木)	テーマ 内部統制
5	利根川下流総合管理所	令和3年8月4日(水)～5日(木)	
6	霞ヶ浦用水管理所	令和3年8月5日(木)～6日(金)	
7	三重用水管理所	令和3年8月25日(水)～26日(木)	
8	長良川河口堰管理所	令和3年8月26日(木)～27日(金)	テーマ 堰操作
9	総合技術センター	令和3年9月28日(火)	
10	筑後川下流総合管理所	令和3年10月6日(水)～8日(金)	
11	千葉用水総合管理所	令和3年10月20日(水)～22日(金)	
12	淀川本部	令和3年10月26日(火)	
13	日吉ダム管理所	令和3年10月27日(水)～28日(木)	
—	本社	令和3年11月8日(月)～11日(木)	
14	木曾川用水総合管理所	令和3年11月17日(水)～18日(木)	
15	荒川ダム総合管理所	令和3年11月25日(木)～26日(金)	
16	思川開発建設所	令和3年12月15日(水)～16日(木)	
17	草木ダム管理所	令和3年12月16日(木)～17日(金)	テーマ ダム操作
18	徳山ダム管理所	令和4年1月12日(水)～13日(木)	
19	岩屋ダム管理所	令和4年1月14日(金)	
20	愛知用水総合管理所	令和4年1月19日(水)～20日(木)	
21	豊川用水総合事業部	令和4年1月20日(木)～21日(金)	
22	川上ダム建設所	令和4年1月27日(木)	WEB監査
23	木津川ダム総合管理所	令和4年1月27日(木)	WEB監査
24	池田総合管理所	令和4年2月9日(水)	WEB監査
25	利根導水総合事業所	令和4年2月17日(木)	
26	筑後川上流総合管理所	令和4年3月2日(水)～3日(木)	WEB併用監査
	本社及び26事務所		